

平成30年度インフルエンザワクチン接種事業実施要綱

1. インフルエンザワクチン接種事業

(1) 目的

被保険者の健康保持増進のため、上野健康管理センター及び組合指定医療機関幸楽メディカルクリニックでインフルエンザワクチン接種事業を行う。

(2) 対象者及び制限

接種時に65歳未満の被保険者（被扶養者は除く）
年度内1回のみ

(3) 利用場所及び利用日

①上野健康管理センター

月～金曜日の午後1時～午後3時（第2・第4月曜及び祝祭日は休診）

②組合指定医療機関幸楽メディカルクリニック

月・火・木曜日の午後1時～午後5時

水・金曜日の午前9時～午前11時30分・午後1時～午後5時

（第1月曜・第3木曜及び祝祭日は休診）

利用日詳細は別紙30年度接種利用日予定表参照

(4) 利用料金

1,000円（税込）

利用後、一括して事業所宛に請求させていただきます。なお、任意継続被保険者については、利用時に徴収させていただきます。

(5) 申込期間

平成30年7月1日～平成30年7月31日

(6) 申込方法

インフルエンザワクチン接種利用申込書（事業所用・任継用）に記入の上、組合までご提出ください。

※申込書は食品健保のホームページからもダウンロードできます。

(7) 注意事項

①申込期間を厳守していただき、円滑な事業実施にご協力ください。

②アレルギーのある方や体調が良くない方など、利用当日の医師の判断により接種できない場合がございます。

③上野健康管理センター及び組合指定医療機関幸楽メディカルクリニックでの利用につきましては、1日の利用者に制限がございますので、状況によっては日程の変更やお断りをさせていただくこともあります。

④被扶養者の方は、上野健康管理センター及び組合指定医療機関幸楽メディカルクリニックでの接種は受けられませんのでご了承ください。

2. インフルエンザワクチン接種補助金事業

(1) 目的

被保険者及び被扶養者の健康保持増進のため、上野健康管理センター及び組合指定医療機関幸楽メディカルクリニック以外でインフルエンザワクチン接種を受けた場合、これに要した費用の一部を補助する事業を行う。

(2) 対象者及び制限

接種時に65歳未満で、平成30年9月1日から平成30年12月31日までの間にインフルエンザワクチン接種を受けた被保険者及び被扶養者
年度内1回のみ

(3) 補助金額

1,000円(税込)

ただし、接種に要した費用が1,000円未満の場合は、その金額

(4) 申請期間

平成30年9月1日～平成31年1月31日

(5) 申請方法

必要書類(下記に記載)を確認の上、組合までご提出ください。

- インフルエンザワクチン接種補助金支給申請書(事業所用・任継用)
- 接種者名簿
- 領収書(写し可)もしくは接種に要した費用が確認できる書類(請求書と振込明細書等)

※申請書は食品健保のホームページからもダウンロードできます。

※領収書は接種者の名前・金額・インフルエンザワクチン接種の費用であることが明記されているものを、A4サイズに揃えてご提出ください。

(6) 注意事項

- ①申請期間を厳守していただき、円滑な事業実施にご協力ください。
- ②インフルエンザワクチンを2回以上接種した場合でも、補助金支給対象は年度内1回のみとなりますのでご了承ください。
- ③30名以上の申請の場合、可能な限り接種者名簿を磁気媒体(CD等)でご提出いただきますようご協力をお願いいたします。作成方法等につきましては情報管理課までご連絡ください。

○送付及び問合せ先

〒110-8611 東京都台東区東上野 2-25-8

東京都食品健康保険組合

インフルエンザワクチン接種に関するお問合せ先

情報管理課 電話 03-3833-5155

インフルエンザワクチン接種補助金に関するお問合せ先

補助金担当 電話 03-3833-5193